

茅ヶ崎市総合計画

茅ヶ崎市総合計画は、次に定めるところによる。

第 1 茅ヶ崎市の目指す将来の都市像

社会が成熟するとともに、人口減少の本格化や少子高齢化の進行、深刻化する地球温暖化、大規模な自然災害が多発するなど、多くの新たな課題が顕在化しています。こうした課題に対応し、次代に責任を果たすことで、茅ヶ崎市が今後も持続可能なまちであり続けるため、将来の都市像を次のとおり定めます。

笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎

茅ヶ崎市は、海や河川・丘陵等の恵まれた自然と、様々な都市機能が程よく近接した、ちょうど良いバランスが保たれたまちです。こうした環境の下、先人たちが築き上げた歴史や市民が創る文化、寛容な風土はまちの大きな魅力であり、これまで多くの人を惹きつけてきました。

一方、人口構造の変化等、まちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした中でも、誰もが自分らしく、心豊かに暮らすことができるまちであり続けるためには何をなすべきか、知恵を出し合い、手を取り合ってまちづくりを進めていく必要があります。

自然の恵みや心地よい暮らし、そこで培われた歴史や文化、風土を大切に守りながら、未来に向かって新たな魅力の創出に挑戦し続けるため、全ての人の人権が尊重され、誰もが自らの力を発揮し、時には支え合い、時には高め合い、共に暮らすことができるまちを創っていきます。

第 2 目標年次

令和 3 (2021) 年度を初年度とするこの総合計画の目標年次は、令和 12 (2030) 年度とします。

第 3 将来の都市構造

海岸や河川、丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっており、こうした豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備を目指す

とともに、生物多様性を保全します。

茅ヶ崎駅、辻堂駅西口及び香川駅等の周辺は、「都市拠点」として位置付け、都市機能の集約を促進します。更に、浜見平地区は、「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置付け、機能の拡充を図ります。

幹線道路網の整備については、東西方向及び南北方向の幹線道路網を格子型に結び、骨格道路の形成を目指します。また、国道 134 号は「広域交流軸」として位置付け、沿岸部にある様々な交流を育む場をつなぎます。あわせて環状道路の整備やバリアフリー化を進め、環境に配慮しつつ、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換を目指します。

また、茅ヶ崎駅や辻堂駅西口周辺の市街地は、商業・サービス等の都市機能の集積を図るとともに、周辺に広がる市街地は、地区の特性に配慮しながら、住宅地、工業・業務地、自然地に類型化された土地利用の下、良好な市街地の形成を目指します。

第 4 行政運営の基本姿勢

将来都市像の実現に向け、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するための行動指針として、行政運営の基本姿勢を次のとおり定めます。

1 未来創造への挑戦

(1) 変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

急激に変化する社会環境を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、これまでの手法や考え方にとらわれることなく、新たな発想により積極果敢に挑戦できる仕組みを構築し、社会環境の変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上を図ります。

(2) 質の高い行政サービスの提供

人口減少という社会の大きな転換点を迎えるに当たり、全ての市民が、安心した生活を送れるよう、先進技術を積極的に活用するとともに、民間の団体や企業との協働、周辺自治体等との連携により、質の高い行政サービスの提供に努めます。

(3) 未来に責任を持つ行政経営

厳しい財政状況が見込まれる中においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応していくため、客観的なデータ等の証拠に基づく政策の立案や、事業の見直しや重点化を図るなど、本市が将来にわたって持続可能なまちであ

り続けられるよう、戦略的な行政経営を行います。

2 市民との関係の深化

(1) 市民との双方向のコミュニケーション

積極的な情報発信により、行政の説明責任を果たすことで、市民と行政が様々な情報を共有し、相互理解を更に深め、信頼し合える関係を構築します。また、様々な主体との対話や交流の場を充実させ、市民主体のまちづくりを推進します。

(2) 市民が力を発揮できる社会の構築

人口減少や少子高齢化の更なる進展など、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。

第5 政策目標

「将来の都市像」の実現に向けて長期的な展望にたち、10年間の総合的な政策展開の方向性として、次のとおり政策目標を定めます。

1 子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

(1) 2030年のありたい姿

妊娠期、出産期、乳幼児期から学齢期を経て、子どもたちが成長する過程で、全ての子どもと保護者がライフステージに応じた支援を受けることができます。加えて、地域の見守りをはじめとする、多様な主体で子育てを支える仕組みが構築されており、安心して子どもを産み育てることができる環境の中で、子どもが希望を持って健やかに成長しています。

また、様々な学びの機会を通じて学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが学び合い、育ち合い、その成長を支え合う教育環境が整っています。子どもたちが多様性を認め合いながら共に学び、共に育つ共生社会の担い手として、より良い社会や人生を切り拓いていくための「生きる力」が育まれています。

(2) 取組の方向性

ア 子ども・若者・子育て支援の充実

(ア) 妊娠期、出産期、乳幼児期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、子どもと保護者の心身の健康を守ります。

(イ) 子どもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくります。

- (ウ) 行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てを支援します。
- (エ) 多様化する保育ニーズに対応するため、将来の需要を見据えて保育の場の確保に努めるとともに、保育サービスや放課後支援等の充実を図ります。
- (オ) 保育の質の向上を図るため、保育士の負担が軽減されるよう保育環境を充実するとともに、保育士の資質・専門性の向上に向けた人材育成を推進します。
- (カ) 子ども・若者が抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りにされないことがないように、地域の中で安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

イ 未来を拓く^{ひら}力を育む教育の推進

- (ア) 社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域の様々な資源を教育に活用し、多様な人との出会いや様々な体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体を育みます。
- (イ) 共生社会の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、一人一人の能力や特性を踏まえた上で、子どもが共に学び合い、支え合うことを目指す教育（インクルーシブ教育）を推進します。
- (ウ) 児童・生徒一人一人に向き合い、きめ細かな教育活動が行えるよう、教職員が本来の業務に専念できる環境づくりを推進します。
- (エ) 教育の質の向上を目指し、適正な人材の確保や、教職員の資質向上に努めます。
- (オ) 児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るとともに、健やかに成長することができる環境を整備します。

2 地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち

(1) 2030年のありたい姿

地域経済を担う市内事業者の活発な事業活動や、地域特性を生かしたにぎわいの創出に向けた取組、農地や漁港の持つ多面的な機能を生かした取組、自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光振興の取組等により、まちは市内外から訪れる人でにぎわい、様々な交流が生まれることで、活力に満ちています。

また、多様な主体が連携・協力することで、誰もが働きやすい環境が整うとともに、働く場や創業の機会が増え、年齢や性別、障害や国籍等に左右されず、それぞれのライフスタイルに応じた、自分らしい働き方、生き方を実現できています。

これらにより、「まち」の魅力、「ひと」の力を効果的に生かしたビジネスの創造や雇用の創出、多様な働き方への対応が進み、地域経済の好循環を実現しています。

(2) 取組の方向性

ア 地域経済の活性化

(ア) 市内事業者の活発な事業活動を促進するため、安定した経営基盤の整備について、事業者の状況の変化に応じて、多様な主体と連携した速やかな支援を実施するとともに、生産者、事業者、消費者等の交流の機会を充実するなどにより、新たな価値の創出を目指します。

(イ) 創業前から成長期に至るまで、関係機関と連携して継続した支援を実施することにより、創業しやすい環境整備に取り組みます。

(ウ) 農地の維持が困難となっている農業や、漁獲量が減少し続けている水産業の振興のため、関係機関をはじめ様々な主体と連携し、本市にとって最適な農水産業維持の手法を確立します。また、競争力向上の追及や農水産業の中心的な担い手への支援、消費者と生産者との更なる関係構築強化を目指します。

(エ) 地域の稼ぐ力と魅力の向上を促進するため、地元産品等のブランディング化や観光振興団体等が行う様々なイベントの実施により、地域資源を最大限に生かしたまちなか観光の充実を図ります。

(オ) 効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を図り、地域が持続的に発展していくための観光振興に取り組みます。

(カ) 市内外から多くの人に訪れてもらえるよう、様々な施設等を拠点としたにぎわいの創出を目指します。

イ 多様な働き方と働く場の創出

(ア) ライフスタイルが多様化する中、子育てと仕事の両立やワーク・ライフ・バランスの確保など、それぞれのライフステージにあわせた働き方を選択できるよう、市内事業者や関係機関等との連携強化や企業支援等を通して、労働環境の充実を図ります。

(イ) 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍推進へ、多様な働き手のニーズ

に対応した情報提供や就職の機会の実現に向けた支援を実施します。

3 共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち

(1) 2030年のありたい姿

地域において、様々な困難を抱える市民に対し、多様な主体の連携による分野横断的な支援体制が構築され、それぞれのライフステージに応じた居場所づくりや健康づくり、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組まれることで、年齢や経済状況、障害のあるなし等にかかわらず、一人一人が地域の一員として健康で心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、保険制度の安定的な運営など、生活におけるセーフティネットが充実しているとともに、安心して医療や介護を受けることができる地域の体制が整っており、誰もが住み慣れた地域において生涯にわたり健やかな人生を送っています。

(2) 取組の方向性

ア 支え合う地域共生社会の実現

(ア) 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域福祉の担い手の育成に取り組み、地域の主体的な福祉活動を支援するとともに、地域における信頼や絆を育み、互いに見守り支え合う仕組みと専門機関を含めた包括的な相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

(イ) 高齢者がいつまでも健やかに生活できるよう、それぞれの健康状態に応じた支援の充実を図るとともに、地域における多様な居場所づくりへの支援や活躍の場づくりなど、社会参加の機会を創出し、充実したセカンドライフを送ることができる環境を整備します。

(ウ) 障害のあるなしにかかわらず、一人一人の個性が尊重され、自分らしい生活を送ることができるよう、それぞれの能力や特性に応じたきめ細かい支援を実施するとともに、地域における障害への理解を深め、居場所や活躍の場づくりなど、社会参画の機会を創出します。

イ 保健衛生・医療体制の充実

(ア) 地域のネットワークをはじめとする社会関係資本を活用した地域保健基盤を強化し、市民が安心して暮らすことができるよう、地域保健対策を推進します。

- (イ) 公衆衛生の水準を向上させるため、地域での総合的な政策展開を図るとともに、日ごろから健康危機管理体制の構築や監視・指導等を行い、きめ細かな保健衛生サービスを提供します。
- (ウ) 市民自らの主体的な健康づくりを促進するため、それぞれのライフステージに応じた、健康づくりに関する支援を充実します。
- (エ) 高まる医療需要を見据え、地域の医療機関との連携及び役割分担を推進し、市民の健康を守るために必要な医療提供体制を確立します。

ウ 社会保障制度の適正な運営

- (ア) 生活困窮者の生活安定と自立に向け、支援を実施します。
- (イ) 介護保険や国民健康保険等の適正な運営に努め、誰もが安心して暮らすことのできるセーフティネットの充実を図ります。

4 誰もがいつでも学べ、生きがいを持って自分らしく暮らすまち

(1) 2030年のありたい姿

誰もが生涯にわたり、いつでも、どこでも、希望に沿った学びや交流の機会を得ることができ、生きがいを持って暮らしています。加えて、一人一人が学んだ知識や技術を社会生活に生かすことのできる場や機会があり、地域において多様な人が活躍しています。

また、文化・芸術活動やスポーツ活動に親しむとともに、地域の歴史や伝統の継承、国内外の都市との交流をはじめとする様々な交流が盛んに行われており、市民は心豊かに暮らしを楽しんでいます。

こうした、様々な交流を通して、国籍・人種・ジェンダー・世代・宗教・習慣等を問わず、誰もが地域社会の一員としてお互いを受け入れ、認め合うまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 学びの機会の充実と地域文化の創造の促進

- (ア) 誰もが生涯を通して、いつでも自らの希望に応じた知識や技術を習得できるよう、様々な学習の場や多様な人が交流する機会を創出します。
- (イ) 人や物、自然、歴史、文化等の様々な資源を生かした学習を通じて、子どもから大人までが学び合い育ち合う社会教育を推進します。
- (ウ) 心豊かな暮らしを送ることができるよう、文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化・芸術により生み出される様々な価値を活用し、地域文化の創造を促進します。

(エ) 誰もが生涯を通して、いつでも気軽にスポーツを楽しみ、心身と共に充実した暮らしを送ることができるよう、スポーツをする環境づくりを推進します。

イ 多様性を認め、尊重し合う社会の実現

(ア) 異なる環境に暮らす人々の生活や文化を理解し、相互に尊重する心を醸成するため、様々な都市やそこに暮らす人々と交流する機会を創出します。

(イ) 誰もが地域社会の一員として共に暮らし、誰にとっても住みよい多様性が保障された社会の実現を目指します。

(ウ) 男女が対等な立場であらゆる分野に参画することができ、その能力や個性を十分に発揮するとともに、互いに協力し、責任を分かち合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。

5 豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち

(1) 2030年のありたい姿

豊かな自然環境を保全し、環境負荷を低減する暮らしや事業活動が営まれ、生物多様性が維持されています。丘陵地域だけでなく、市街地においても、農地や社寺林、屋敷林、公園緑地等のみどりがあることによって、自然と共生する環境が残されています。

また、海岸や里山、歴史的に価値のある建造物など、自然環境や歴史・文化的環境と市街地環境が調和した、茅ヶ崎らしい景観が保全・活用されるとともに、公園や公共下水道等の生活インフラが計画的に整備・維持管理されるなど、自然と共存した心地よい生活空間を創生するまちづくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 自然環境の保全

(ア) 海岸や河川、里山のみどりなど、豊かな自然環境を保全・活用し、次代へと継承します。

(イ) 生物多様性を維持し、次代へ継承するため、多様な主体と連携して、生きものの生息・生育状況の把握やその維持を図るとともに、活動の担い手づくりを推進します。

イ 環境負荷の低減

(ア) 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制や減量化・資源化を推進す

るとともに、発生したごみの適正な処理を行います。

- (イ) 環境負荷が少ない、持続可能な社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用など、地球温暖化・気候変動対策を推進します。

ウ 心地よい生活環境の形成

- (ア) 自然や歴史、文化など、茅ヶ崎の風土から培われた様々な資源を生かした、魅力的な景観の保全・活用・形成を図るとともに、次代へと継承します。

- (イ) 身近にあるみどりに触れ合うことで、心豊かな生活を送ることができるよう、公園や緑地の計画的な整備や地域に合った管理運営に努めます。

- (ウ) だれもが心地よく暮らせるよう、空き家や空き地の発生抑制や適正な管理を推進するなど、地域の良好な住環境を確保するための取組を推進します。

- (エ) 良質な生活環境を確保するとともに、河川や海等の公共用水域の水質を保全するため、公共下水道汚水施設等を計画的に整備・維持管理・更新し、下水の適正処理を推進します。

6 安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち

(1) 2030年のありたい姿

市民一人一人が「自分の命は自分で守る」という認識の下、日頃より災害に備えた取組を積極的に進めるとともに、地域住民が互いに助け合う高い防災意識が醸成され、充実した防災活動が行われています。

自然災害等の危機事態が発生しても、社会インフラや行政機能等の社会機能が維持される「強さ」と、迅速な復旧・復興を図ることのできる「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会が構築されています。個人、自主防災組織、行政等の各主体が互いの役割を理解し合い、補完し合う協力連携体制が整っており、誰もが安心して暮らしています。

また、災害の規模・種別に応じ、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が構築されています。

暮らしを脅かす犯罪や交通事故の未然防止に向けては、多様な主体の連携による意識啓発等の取組が進められていることにより、市民一人一人に主体的な問題として捉える意識が醸成されています。日頃、誰にでも起こり得る様々な不安や悩みを持つ市民が、その時代のニーズに対応した市民相談、消

費生活相談等を気軽に利用する機会を持つことができることで、誰もが安全で安心な生活を送っています。

(2) 取組の方向性

ア 防災・減災対策の推進

(ア) 住民の生命と財産を災害から守るため、公助として防災対策の充実に努めつつ、社会全体の防災意識の向上を図り、住民の自発的な防災活動の促進と自主防災組織等の実践的かつ効果的な活動の支援に取り組みます。

(イ) 関係機関と連携し、災害等の危機事態の発生に備えた取組を進め、危機事態に迅速かつ円滑に対応できる体制を整えることで災害対応を含めた危機事態への対応力の強化に取り組みます。

(ウ) 河川、公共下水道施設、道路、橋りょうなど、防災機能を有する施設の計画的な整備・維持管理や防災空間の整備、建築物の耐震化等により、恒久的に災害に強いまちづくりを目指します。

(エ) 大規模災害から速やかに復旧・復興できるよう、平時から関係機関等との連携体制を整備します。

イ 消防・救急体制の構築

(ア) 人口減少や高齢化の進展等による社会の変化に対応し、効果的かつ効率的な消防業務を行うため、職員の人材育成や他の自治体との連携により強固な体制を構築するとともに、消防団等との連携・協力体制を強化し、総合的な消防力の向上を図ります。

(イ) 火災予防に関する積極的な情報発信や、救命に関する技術や知識を習得する機会を提供することで、防火・救命に関する市民の理解と意識の向上を促進し、まち全体の消防・救急体制の強化を図ります。

ウ 暮らしの安全・安心の確保

(ア) 子どもから高齢者まで、誰もが安全で安心した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、犯罪や交通事故等の状況に応じて、その被害を未然に防止するための啓発活動等の内容の充実に努めるとともに、市民が抱える複雑化、多様化する不安や悩みに対し、解決に向けた相談の充実に努めます。

7 利便性が高く、魅力的な都市空間が整うまち

(1) 2030年のありたい姿

海岸や里山等の自然環境と、住宅地や商業地等の市街地が適正に配置され、それぞれの特性を生かした都市づくりが行われることにより、茅ヶ崎市の魅力が引き出された機能的な都市空間が形成されています。

また、幹線道路や環状道路等の道路網は計画的に整備・維持管理され、安全で快適な道路交通基盤が確保されるとともに、地域の特性を踏まえた様々な移動環境や歩行空間により、人々が安心して気軽に外出できる都市づくりが進められています。

(2) 取組の方向性

ア 機能的な都市空間の形成

(ア) 地域の特性を踏まえた秩序ある土地利用を誘導し、自然環境と市街地環境の調和がとれた都市づくりを推進します。

(イ) 様々な機能が集約した利便性の高い都市拠点の形成を促進するとともに、居心地のよい空間の形成を目指します。

(ウ) 今後、人口減少の進行が想定される中、将来にわたって都市機能を維持していくため、効率的な既存ストックの利活用や維持管理・更新を推進します。

イ 利便性の高い移動環境の形成

(ア) 誰もが快適に移動できるようユニバーサルデザインに配慮した、より利便性が高く、歩きたい、出掛けたいと思える空間づくりを進めます。

(イ) 日常生活や地域間における移動の利便性向上、交通の円滑化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路を主とした幹線道路、環状道路やそれを補完する幹線市道等の計画的な整備・維持管理に努めます。

(ウ) 多様化する移動のニーズ等を踏まえ、新たな移動手段や持続可能な公共交通のあり方を検討し、様々な移動手段を選択できる環境づくりを進めます。

8 将来都市像の実現に向けた行政経営

(1) 2030年のありたい姿

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、市民と行政がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担と強い信頼関係の下、情報の共有と対話が活発に行われ、市民主体のまちづくりが進められています。人口構成が大きく変化中、効果的な情報発信によって茅ヶ崎市に対する認知・関心・共感が高まり、幅広い世代の定住が促進され、多世代が共生しているまちになってい

ます。

また、民間活力の活用や先進的な ICT を取り入れた業務の効率化、公共施設の適正なマネジメント、職員の資質向上に向けた取組が推進され、質の高いサービスが提供されています。一方で、解決すべき課題の優先順位を明確にし、事業の重点化等により適正な資源配分の実施と、財源の確保に向けた取組の推進により、将来の世代に責任を果たすことができるような健全な財政運営が行われています。

(2) 取組の方向性

ア 市民主体のまちづくりの推進

(ア) 誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるように、積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。

(イ) 市民が主体的に自らの地域の課題を解決することができるよう、継続的に地域コミュニティへの支援を行います。

(ウ) 様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

イ 行政運営の基盤の確保

(ア) 質の高い行政サービスに向けて、民間活力の積極的な活用や先進的な ICT による行政事務のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上を図ることにより、多様な市民ニーズに迅速に対応します。

(イ) 社会が成熟する中、単一の自治体だけでは解決が難しい新たな課題も発生していることを踏まえ、周辺自治体をはじめとした他の自治体と連携を強化し、課題解決に向けた取組を推進するとともに、効果的かつ効率的にサービスを提供します。

(ウ) 適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するため、公共建築物を総合的に把握し、老朽化に伴う施設の更新需要に計画的に対応します。

(エ) 多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、視野を広げて柔軟に対応することができるよう、政策形成能力や課題解決能力、コミュニケーション能力、危機管理意識の醸成など、職員の資質向上や組織づくりに努めます。

(オ) 職員一人一人が仕事にやりがいと誇りを持ち、持てる力を最大限発揮できる組織体制及び職場環境の整備に努めます。

(カ) 定住・転入を促進し、持続可能なまちづくりを目指すため、市民や事

業者等と一体となって連携・協働し、まちの魅力の情報発信を推進します。

ウ 財政の健全性の確保

(ア) 限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用するため、取組の優先順位や成果を見定め、選択と集中の観点から適正な資源配分に努めます。

(イ) 今後、更に厳しい財政状況が予測される中、財政の健全性をしっかりと確保し、将来の世代に過度な負担を先送りしない持続可能な基礎自治体としてあり続けるために、中長期的な視点に立った計画的な財政健全化対策を進めます。

(ウ) 独自性を持った自治体経営を行うため、まちの特性や地域資源、環境等を見極め、新たな財源の創出に努めます。

令和 2 年 月 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、平成 21 年 12 月 17 日に議決された茅ヶ崎市総合計画基本構想が令和 2 年度をもって目標年次を迎えることを機に、茅ヶ崎市自治基本条例第 18 条第 1 項に基づく政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を定めるため、茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により提案する。